

2、抗議及び要求の理由

本件強制採血は違憲、違法である。強制採血に必要としている「身体検査令状」は一切示されていない。嘘をついて警察病院に連行し、暴力的に採血を強行した過程全てが不当である。

このような違法に収集した「証拠」を捜査機関が保管し続けることは許されない。即時、採取した血液を返還し、DNA データを廃棄せよ。

A さんの取調室への強制連行は、違法である。A さんには取調べ受忍義務がなく（刑訴法198条2項、319条1項）、憲法の保障する黙秘権の侵害である。さらに、留置担当者の行為は、「その留置施設に留置されている被留置者にかかる犯罪の捜査に従事してはならない」とする捜査と留置の分離の原則（刑事収容処遇法16条3項）に明確に違反する行為で断じて許されない。

かつて2013年6月、暴行容疑（ヘイトデモへの抗議）で原宿署に留置された被疑者が「取調べ拒否」を通告しているにもかかわらず、留置担当5～6名が房内に入ってきて「出る」と強引に取調室へ行くことを強制された事態があった。救援連絡センターに結集する弁護士が、事態を知って原宿署にかけつけ留置担当に抗議した際、留置担当者は「自分たちは、座学で実力行使はできない、と教わっている」と述べている。今回の事態はこれを真っ向から否定する行為である。

捜査当局は、取調室への強制連行の翌日11月21日、A さんを釈放せざるを得なかった。釈放は当然としても、かつて1999年4月に国会でとりあげられた「女性とホテルに偽名で泊まった」元東京高検検事長の則定衛の私文書偽造・同行使事件（立件なし）や警察の組織的裏金づくり、検事総長のかけマージャン、公安警察による近時の大川原化工機ねつ造事件など、治安当局の問題は一切不問にされている。それが「国家権力と闘う人物」と見なされれば、選別的に「私文書」罪で21日間も勾留されただけでなく、強制採血、取調室への強制連行という暴力的処遇まで強いられるのだ。断じて許すことはできない。

われわれは、違憲・違法・不当・反人民的な「強制採血」、「取調べ拒否者」に対する留置場からの暴力的連行に抗議する。

A さんへの謝罪、強制的に採血した血液の返還を行なえ！ 今後一切「取調べ拒否」者への実力行使をもった「取調べ」強要をやめろ！

以上

「救援」第657号2面に掲載したように、この抗議声明への賛同をお願いします。2月末日までに救援連絡センターまで、FAX かメールにてお送りくださるようお願いします。抗議声明の日付は賛同署名の集約を待って、3月上旬とします。

送り先 FAX (03) 3591-3583 e-mail kyuen2013@gmail.com

(団体名または個人名で) 賛同します。
お名前
連絡先